

2020年11月25日
みずほ証券株式会社

ENEOSホールディングス株式会社第3回無担保社債 (社債間限定同順位特約付) (グリーンボンド) の引受けについて

今般、みずほ証券株式会社（取締役社長：飯田 浩一）は、ENEOSホールディングス株式会社が発行するグリーンボンド（以下「本グリーンボンド」といいます。）の引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

本グリーンボンド発行で調達された資金は、その全額を、再生可能エネルギーであるバイオマス発電所建設資金のリファイナンス資金としての子会社への投融資資金に充当する予定です。

ENEOSホールディングス株式会社は、本グリーンボンド発行のために「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」^{*1}および「グリーンボンドガイドライン2020年版」^{*2}に即したグリーンボンド・フレームワークを策定し、第三者評価として、DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社から「グリーンボンド適格性検証報告書」を取得しています。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場におけるSDGs債の専門的な情報収集、お客さまのSDGs債ストラクチャリングを支援するため、2017年にサステナブル・ファイナンス・デスクを設置し、その後2019年からサステナブル・ファイナンス室を新設して、これらの取り組みを強化しています。

さらに、環境金融における専門性を高めるため、グリーンボンドの認証制度および気候変動対策投資を推進する国際NGOであるClimate Bonds Initiative^{*3}とパートナー契約を締結しています。

これらの取り組みにより、当社はグリーンボンド等の引受けなど、さまざまなお客さまのSDGs債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客さまの社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、SDGs債をはじめとする債券の引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

以上

- ※1 國際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン。
- ※2 グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドライン。
- ※3 ロンドンに拠点を置く国際的な組織で、100兆円の債券市場を気候変動対策のために活用することを目的とし、低炭素・気候耐久経済への迅速な移行のために必要なプロジェクトや資産への投資を促進する活動を行う。